

◆ごみ収集運搬業許可業者一覧

業者名	所在地	電話番号
タカハシ興産株式会社	市原市能満2079-10	0436-74-7049
市原不燃物処理株式会社	市原市青柳北2-7-15	0436-22-6651
環境美装株式会社	市原市西国吉1562-2	0436-95-3052
千種興産株式会社	市原市千種海岸7-3	0436-21-1141
みどり産業株式会社	市原市五井9093-3	0436-22-2020
有限会社三和起業	市原市海士有木1770	0436-36-2019
鎌滝運送有限会社	市原市平蔵2605	0436-89-2019
有限会社京葉クリーンテック	市原市迎田13-4	0436-61-0297
丸八建設運輸株式会社	市原市飯沼107	0436-23-4108
株式会社市原環境サービス	市原市上高根1172-3	0436-95-3508
杉田建材株式会社	市原市牛久450-1	0436-50-0111
三鬼産業株式会社	市原市姉崎775-1	0436-61-2281
石井興業有限会社	市原市池和田621	0436-88-2818

◆福増クリーンセンター案内図



お問い合わせ

- 市原市環境部クリーン推進課 (市原市国分寺台中央1-1-1)
TEL: 0436-23-9053 FAX: 0436-24-1204
- 市原市環境部福増クリーンセンター (市原市福増124-2)
TEL: 0436-36-1191 FAX: 0436-36-1931

事業系ごみの適正処理について

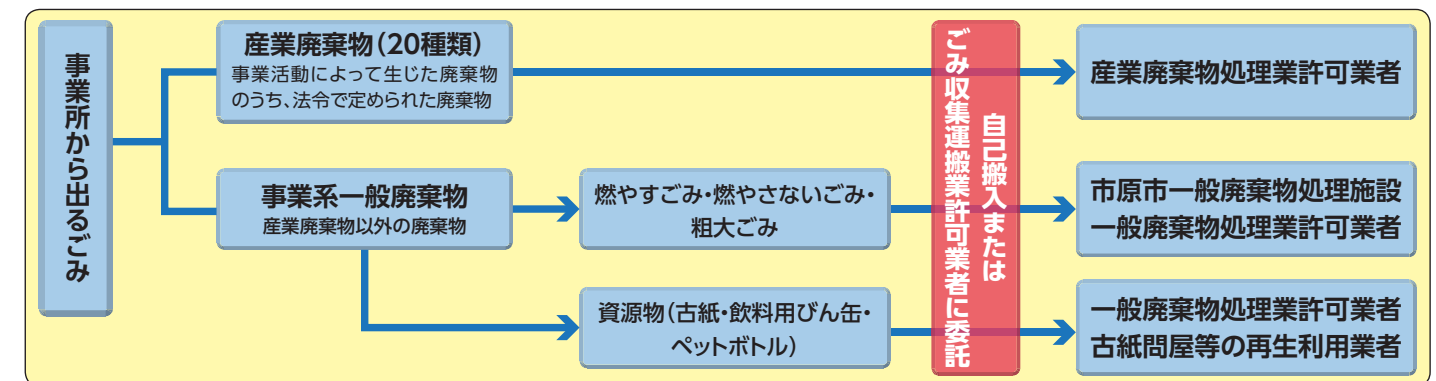
◆事業系ごみはごみステーションに出せません!

会社やお店など事業所から出るごみを事業系ごみといい、処理の流れが一般家庭から出るごみ(家庭系ごみ)と区分されています。事業所には店舗、事務所、工場など営利を目的としたものだけでなく、病院、学校、官公署など公共サービスなどを行っている事業所や、個人事業主の方なども含まれます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや廃棄物の再生利用などを積極的に行うことにより、その減量に努めることが規定されています。

※事業系ごみは、廃棄物処理法に定める20種類の産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。

※事業系ごみをごみステーションに出すことは禁止されており、**不法投棄**にあたります。不法投棄は廃棄物処理法違反として5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又は併科に処せられます。



◆産業廃棄物の種類と処理について

1. 産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず ⑩銚さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず ⑭木くず(パレットについては全業種対象) ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体

⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記①～⑱に該当しないもの

2. 産業廃棄物の処理について

産業廃棄物は廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

産業廃棄物に関するお問合せ先

- 千葉県廃棄物指導課 TEL: 043-223-2757 <https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/>
- 千葉県産業廃棄物協会 TEL: 043-239-9920 <http://www.chiba-sanpai.or.jp/>

◆事業系一般廃棄物の種類と処理について

1. 事業系一般廃棄物の種類と処理方法

(1) 市の施設で処理できる主なもの

種類	内容
燃やすごみ	生ごみ  食品の売れ残り、飲食店の調理くずなど ※水切りして出してください。 ※肥料化等の食品リサイクルのご検討をお願いします。 詳しくは市のホームページをご覧ください。 【事業所から発生する食品廃棄物について】 https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/gomi/jigyogomi/syokuhinhaiki.html
	紙くず  汚れのついた紙など資源化できない紙 ※新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、シュレッダー紙は資源として出してください。
	ぼろ布  汚れのついたタオルやシャツなど ※1辺の長さを50cm以内に切って出してください。
	木・枝、草・葉  なるべく乾燥させ、土は落としてください。 ※木枝は1本の長さ50cm、太さ10cm以内に切って出してください。それが困難な場合、多量の場合は市の一般廃棄物処分業者にご相談ください。 【剪定枝（生木）等の処理方法】 https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/gomi/kateigomi/senteishisyori.html 多量の草葉については、搬入日を調整することもありますので、事前に福増クリーンセンターにご相談ください。（最終ページ）
	その他 従業員の個人消費による弁当ガラやプラスチック製品など 長さ50cmより長いものは、焼却施設の中で詰まる可能性があるため、50cm以内に切ってください。※産業廃棄物に該当するものは受け入れられません。
燃やさないごみ	従業員の個人消費によって生じた金属製品やガラス製品など ※産業廃棄物に該当するものは受け入れられません。
粗大ごみ	縦横奥行き3辺の合計が150cm以上のもの。木製テーブルやタンスなど ※産業廃棄物に該当するものは受け入れられません。

ご不明な点がございましたらクリーン推進課（最終ページ）にご相談ください。

(2) 市で処理できる一般廃棄物の処分方法

燃やすごみ、燃やさないごみは分別し、**事業用の市指定ごみ袋**に入れ、以下のいずれかの方法で処理してください。

※家庭ごみの指定袋には入れないでください。

※事業用指定ごみ袋はごみ収集運搬許可業者か、福増クリーンセンター内の市原市一般廃棄物処理業協業組合から購入してください。



福増クリーンセンターに自己搬入する

受付日 月～金曜日（年末年始・祝祭日を除く）
 受付時間 8:30～16:00（11:30～13:00を除く）
 処理手数料が200円/10kgがかかります。
 ※200kgを超える持込の場合は、事前に福増クリーンセンターに届出が必要です。

ごみ収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼する（最終ページに業者一覧）

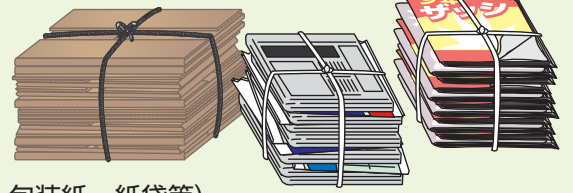


収集運搬を依頼する場合には別途収集運搬料金がかかります。
 詳しくは直接許可業者にお問合せください。

◆資源物の処理について

ごみ収集運搬業許可業者等に収集を依頼するか紙問屋等の再生利用事業者に引き渡してください。再生利用事業者によっては以下の方法でなくても良い場合があるので、事前に確認してください。

お問い合わせ

ごみ収集運搬業許可業者・市原市資源回収協同組合（五井9123 Tel.0436-25-5485）にお問合せいただくか、市のホームページをご覧ください。
 【事業所から発生する資源物について】
<https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/gomi/jigyogomi/shigen.html>

種類	内容
古紙	種類ごとに束ねてください。 ・新聞（折込チラシを含む） ・雑誌類（カタログ、パンフレット） ・段ボール（ろうびきは不可） ・紙パック ・雑がみ（コピー紙、チラシ、名刺・封筒、包装紙、紙袋等） 
飲料用びん・缶	中を洗い、びん・缶に分別してください。 
ペットボトル	キャップとラベルを取り、中を洗い、つぶしてください。 

禁忌品 以下のものは少量でも再生の妨げになるので、古紙に混ぜずに燃やすごみに

- カーボン紙 ・アルミ貼りの紙 ・合成紙 ・捺染紙 ・ビニールコート紙
- 感熱紙 ・印画紙 ・感熱性発泡紙 ・油紙 ・緩衝材
- 匂いのついた紙（石鹸箱・洗剤箱等） ・汚れのついた紙 ・和紙半紙
- 水に溶けない紙（紙コップ等） ・シュレッダー処理後の紙くず（幅3mm以下） など

◆ごみの減量・再資源化にご協力ください!

ごみの減量・再資源化については、**3R（リデュース、リユース、リサイクル）**がキーワードになります。この3つのRは環境負荷を小さくする効果の高い取り組みの順番に並んでいます。リデュース、リユース、リサイクルの順番に取り組み、最終的に残ったごみについては、適正に処理してください。（処理については次ページを参照してください）

- 1. リデュース（Reduce 発生抑制）**
 - 紙類の使用を減らす ・生ごみの水切りをする
 - 使い捨て用品（割り箸・紙コップなど）の使用を控える など
- 2. リユース（Reuse 再使用）**
 - ファイル等の事務用品を繰り返し使う ・リースやレンタル品を利用する など
- 3. リサイクル（Recycle 再生利用）**
 - 新聞、雑誌、ダンボール、雑紙等を分別し、資源として再生する
 - 食品残さの飼料化、たい肥化に取り組む など

事業所のごみを減らすことは、環境負荷の低減につながるだけでなく、事業所のごみ処理経費を削減できるなどのメリットもあります。資源物を分別すればごみでなく、有価物として売却できる場合もあります。